

藤沢市個人情報保護制度運営審議会答申第733号

2015年(平成27年)5月14日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に  
利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の  
省略並びにコンピュータ処理について(答申)

2015年(平成27年)4月27日付けで諮問(第733号)された  
固定資産の評価及び価格の決定事務に係る個人情報を目的外に利用させ  
ること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略並びにコンピ  
ュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。  
以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に  
利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本  
人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であ  
ると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報  
を、目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人  
通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次  
のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

藤沢市道の管理にあたっては、道路管理課において昭和62年から  
道路法第28条に基づき道路台帳整備に着手し、平成5年に市全域の  
道路台帳平面図及び調書を完成している。新たな道路整備による管理  
道路の追加及び道路の改良等の変化に対応するために、道路管理課で  
は毎年台帳更新作業を行ってきたが、台帳平面図の原図の劣化が激し  
くなっているため、道路台帳平面図を電子化することとなった。

一方、同じく道路管理課にて作成している道路台帳の調書の記載事  
項には、「道路の敷地の面積」に関する項目があり、国有地・地方公

共同体有地・民有地ごとの面積を記載するよう努めることとなっているが、本市においては、所有者別の面積集計ができておらず空欄となっている。土地の所有状況については、問い合わせの度に、公図を調べ、所有者を調べるという作業を行っており、以前から、土地の所有状況を把握し台帳管理する必要があったが、総延長 1,300km の藤沢市道の土地を紙ベースで管理することは非常に労力を必要としたため、実現できていない状況である。

このため、道路管理課では道路台帳平面図の電子化に合わせ、道路の土地の所有状況をリスト化し、道路の財産管理をするためのシステム（以下「財産管理システム」）を新たに導入することとした。土地の所有状況を把握し、管理を行うためには道路台帳平面図に土地の地番と形状を重ね、所有状況を明示していく必要があるが、道路管理課ではその情報を保有していないため、資産税課が保有する土地情報及び地番図を利用させることが必要であり、また、財産管理システムに組み込む必要があることからコンピュータ処理が必要である。

このため、財産管理システムの構築について、藤沢市個人情報の保護に関する条例第 12 条第 4 項、第 5 項、及び第 18 条に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を目的外利用させることについて

ア 個人情報を目的外に利用させる課

道路管理課

イ 個人情報を目的外に利用させることの必要性について

財産管理システム整備のためには、道路の区域に対する土地の形状と地番がわかる図面と土地の情報（約 56,000 件）が必要となるが、道路管理課では、その情報を保有しておらず、藤沢市全域の公図を取り込み地番図と同様のものを作成し、土地の情報を調査するには多額の費用がかかることから、資産税課が保有する土地課税台帳、土地補充課税台帳及び税務地図の情報を収集し、目的外に利用させる必要がある。

ウ 目的外に利用させる個人情報

資産税課が保有する管理情報のうち別表 1 の情報

別表 1

調査事項	必要な情報
1. 土地課税台帳及び土地補充課税台帳のうち、課税（現況）地目が公衆用道路の土地の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者住所</li> <li>・所有者氏名</li> <li>・所在地名</li> <li>・地番（枝番）</li> <li>・課税（現況）地目</li> <li>・登記地目</li> <li>・課税（現況）地積</li> </ul>

<p>2. 税務地図情報のうち、課税(現況)地目が公衆用道路の土地の情報 縮尺 1 / 2 5 0 0</p>	<p>・登記地積 ・地番図</p>
---	-----------------------

各項目全て電子情報

(3) 個人情報の引き渡し方法

必要となる土地情報及び地番図は資産税課保有システムから保守業者がデータを抜き出し、CSV形式及びShape形式のデータにて道路管理課職員が受け取る。受け渡しに使用する電子媒体はパスワード付きUSBを利用し、受け渡し確認の文書を資産税課と保守業者、保守業者と道路管理課にて取り交わす。

(4) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

今回、利用させる管理情報は藤沢市全域に渡る公衆用道路の土地情報及び地番図であり、約 56,000 件となることから、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため、個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略したい。

なお、代替え措置として、資産税課保有の土地情報及び地番図を道路管理課にて目的外に利用させることについて、広報に掲載し周知する。

(5) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

今回利用する地番図は、藤沢市道 8,400 路線、延長約 1,300 km の膨大な道路の土地を管理するため、電子化された道路台帳平面図との重ね合わせ、検索・集計等の作業が必要なことから、コンピュータ処理が必要となるものである。

イ コンピュータ処理する個人情報

資産税課が保有する管理情報のうち別表 1 の情報

ウ 安全対策について

資産税課が提供する上記(2)ウのデータについては、安全対策が施されているIT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを抽出するもので、安全対策が十分に図られている。

また、コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせる。

(ア) その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること

(イ) 本業務の目的以外には利用しないこと

(ウ) 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること

(エ) 不要になったときは、速やかに廃棄すること

以上に加え、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針」及び「藤沢市コンピュータ

システム管理運営規程」に則り，安全対策に努めるものである。

(6) 包括承認について

土地の情報は日々変化するため，目的外に利用させる情報から作成された財産管理台帳においても，常に正しい情報に更新する必要がある。道路管理課にてその変化を個別に毎年更新していくのは相当な事務量を要するため，事務の軽減と的確な事務執行のため，土地情報及び地番図は毎年更新し，最新の情報を利用させる必要がある。

(7) 実施時期

2015年(平成27年)6月以降

(8) 提出資料

個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させることの必要性について

実施機関では，財産管理システム整備のためには，道路の区域に対する土地の形状と地番がわかる図面と土地の情報(約56,000件)が必要となるが，道路管理課では，その情報を保有しておらず，藤沢市全域の公図を取り込み地番図と同様のものを作成し，土地の情報を調査するには多額の費用がかかることから，資産税課が保有する土地課税台帳，土地補充課税台帳及び税務地図の情報を収集し，目的外に利用させる必要がある，としている。

以上のことから判断すると，個人情報を目的外に利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

実施機関では，今回，利用させる管理情報は藤沢市全域に渡る公衆用道路の土地情報及び地番図であり，約56,000件となることから，通知する費用や事務量が過分に必要となり，事務処理の効率性が著しく損なわれるため，個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略したい，としている。

なお，代替え措置として，資産税課保有の土地情報及び地番図を道路管理課にて目的外に利用させることについて，広報に掲載し周知する，とのことである。

以上のことから判断すると，本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略することの包括承認について

実施機関の説明によると，土地の情報は日々変化するため，目的外に利用させる情報から作成された財産管理台帳においても，常に正しい情報に更新する必要がある。道路管理課にてその変化を個別に毎年

更新していくのは相当な事務量を要するため、事務の軽減と的確な事務執行のため、土地情報及び地番図は毎年更新し、最新の情報を利用させる必要がある、とのことである。

以上のことから判断すると、目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略することを包括承認する合理的理由があると認められる。

#### (4) コンピュータ処理について

##### ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、コンピュータ処理を行う必要性について、次のように述べている。

今回利用する地番図は、藤沢市道 8,400 路線、延長約 1,300 k m の膨大な道路の土地を管理するため、電子化された道路台帳平面図との重ね合わせ、検索・集計等の作業が必要なことから、コンピュータ処理が必要となるものである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性があると認められる。

##### イ 安全対策について

実施機関では、次のような安全対策を講じている。

資産税課が提供する上記(2)ウのデータについては、安全対策が施されている IT 推進課のコンピュータ室で管理されているデータを抽出するもので、安全対策が十分に図られている。

また、コンピュータ処理後に引き渡す電子媒体については、次のとおり個人情報の管理に努めさせる。

(ア) その業務に当たる必要最低限の職員のみが利用すること

(イ) 本業務の目的以外には利用しないこと

(ウ) 管理責任者を定め、紛失等の事故が生じないように管理すること

(エ) 不要になったときは、速やかに廃棄すること

以上に加え、「藤沢市個人情報の保護に関する条例」、「藤沢市情報セキュリティポリシー 基本方針」及び「藤沢市コンピュータシステム管理運営規程」に則り、安全対策に努めるものである。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上